

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第3回会議付属資料

資料1 合併協議会における協議項目(案)及び具体的協議内容等

| 協議項目 | 具体的協議内容等 | 先例地における協議結果(調整方針・協定内容) |
|-------------|---|---|
| 1 合併の方式 | <p>◇合併の方式を「新設(対等、合体)合併」とするか、「編入(吸収)合併」とするかについて協議します。</p> <p>*平成14年8月5日開催の第2回(任意)合併協議会で、「合併の方式は、新設合併とする」ことが確認されました。</p> <p>○合併に関する基本的な協議項目 ○関係法令等 ・地方自治法第7条(市町村の配置分合及び境界変更)</p> | <p>[西東京市] ◇田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併とする。</p> <p>[潮来市] ◇行方郡牛堀町を廃し、その区域を潮来市に編入するものとする。</p> <p>[宇摩合併協議会] ◇川之江市、伊予三島市、土居町及び新宮村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。</p> |
| 2 合併の期日 | <p>◇合併の期日をいつにするかについて協議します。</p> <p>*合併の期日とは、新市としてスタートする日です。</p> <p>○合併に関する基本的な協議項目 ○関係法令等 ・地方自治法第7条(市町村の配置分合及び境界変更)</p> | <p>[西東京市] ◇平成13年(2001年)1月とする。</p> <p>[周南市(=徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会)] ◇合併の期日は、平成15年4月21日とする。</p> <p>[宇摩合併協議会] ◇平成16年4月1日を目標とする。</p> |
| 3 新市の名称 | <p>◇新市の名称について協議します。</p> <p>*平成14年8月5日開催の第2回(任意)合併協議会で、「新市の名称については、法定協議会で、小委員会を設置して候補を選定し、協議会で協議する。」という調整方針を提案しています。</p> <p>○合併に関する基本的な協議項目 ○関係法令等 ・地方自治法第3条(地方公共団体の名称) ・地方自治法第7条(市町村の配置分合及び境界変更)</p> | <p>[あさぎり町(=熊本県中球磨5カ町村合併協議会 平成15年4月1日合併予定)] ◇新市の名称はあさぎり町とする。</p> <p>[周南市] ◇新市の名称は、周南市とする。</p> <p>[宇摩合併協議会] ◇法定の協議会において協議する。</p> |
| 4 新市の事務所の位置 | <p>◇新市の事務所の位置、庁舎の利用方式(本庁、分庁、総合支所)等について協議します。</p> <p>*平成14年8月5日開催の第2回(任意)合併協議会で、「新市の事務所の位置については、法定協議会で、小委員会を設置して検討し、協議会で協議する」という調整方針を提案しています。</p> <p>○合併に関する基本的な協議項目 ○関係法令等 ・地方自治法第4条(事務所の設置又は変更) ・地方自治法第7条(市町村の配置分合及び境界変更) ・地方自治法第155条(支所・出張所の設置)</p> | <p>[西東京市] ◇新市の事務所の位置は、田無市南町5丁目6番13号とする。 現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。</p> <p>[あさぎり町] ◇新町の事務所の位置は、免田町甲字久鹿1199番地とする。 現在の岡原村、須恵村、深田村のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。</p> <p>[周南市] ◇合併時の新市の事務所の位置は、徳山市役所とする。</p> |
| 5 財産の取扱い | <p>◇関係市町の財産(土地、建物、債権、債務等)の取扱いについて協議します。</p> <p>○合併に関する基本的な協議項目 ○関係法令等 ・地方自治法第7条(市町村の配置分合及び境界変更) ・地方自治法第294条(財産区)</p> | <p>[あさぎり町] ①公有財産(山林を除く)については、現行のまま新町に引き継ぐ。 ②物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。 ③共通の基金額については、合併後の推定標準財政規模の最低20%を確保する。また、その他の基金額(奨学基金、救護施設基金、土地開発基金等)については、合併時の現有額を持ち寄る。 ④債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。 ⑤岡原村、須恵村、深田村の所有する山林については、すべて新町に引き継ぐ。上村の所有する山林については、合併時に財産区を設置し財産区管理会を設けて管理運営にあたる。</p> <p>[宇摩合併協議会] ◇4市町村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。</p> |

資料1 合併協議会における協議項目(案)及び具体的協議内容等

| 協議項目 | 具体的協議内容等 | 先例地における協議結果(調整方針・協定内容) |
|----------------------|---|---|
| 6 議会議員の定数及び任期の取扱い | <p>◇合併特例法に規定する議会の議員の定数や在任に関する特例措置を適用するか否か等について協議します。</p> <p>*法定定数34人(人口10万以上20万未満の市 H15.1.1～)</p> <p>○合併特例法に定める協議項目 ○関係法令等 ・合併特例法第6条(議会の議員の定数に関する特例) ・合併特例法第7条(議会の議員の在任に関する特例)</p> | <p>[西東京市] ◇市議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後2年間を超えない範囲で引き続き合併市町村の議会の議員として在任する。</p> <p>[あさぎり町] ◇議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。</p> <p>[周南市] ◇2市2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>[宇摩合併協議会] ◇市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会議員として在任する。</p> |
| 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | <p>◇合併が行われた場合の選挙による委員の任期の取扱いについては、農業委員会等に関する法律と合併特例法による特例措置が規定されていますが、特例措置の適用の有無や適用する特例措置について協議します。</p> <p>○合併特例法に定める協議項目 ○関係法令等 ・農業委員会等に関する法律第34条(境界の変更の場合の特例) ・合併特例法第8条(農業委員会の委員の任期等に関する特例)</p> | <p>[あさぎり町] ◇新町の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20名とする。</p> <p>[周南市] ◇2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。</p> <p>[宇摩合併協議会] ◇新市に1つの農業委員会を置き、4市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> |
| 8 地方税の取扱い | <p>◇関係市町で差異のある税制の取扱いや不均一課税をするか否か、また、不均一課税をする場合には、その税目、実施時期等について協議します。</p> <p>○合併特例法に定める協議項目 ○住民に直接大きな影響のある事項(住民負担) ○関係法令等 ・合併特例法第10条(地方税に関する特例)</p> | <p>[潮来市] ◇地方税は、潮来町の制度に統一するものとする。ただし、都市計画税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併する年度及びこれに続く3年度は不均一課税とする。 ◇納税組合報奨金については、当面現行どおりとし、合併後3年を目途に調整し、統一を図るものとする。</p> <p>[宇摩合併協議会(任意)] ①個人住民税の均等割額は、2,500円(標準税率)とする。個人住民税の均等割の軽減、普通徴収に係る個人の市町村民税の納期については、川之江市の例による。 ②法人税割の税率については、川之江市の例による。 ③固定資産税については次のとおり取扱うものとする。(中略)固定資産評価審査委員会委員の定数は、伊予三島市の例による。 ④軽自動車税の税率については、新宮町の例による。標識の取扱いについては、合併後新規登録車両についてのみ新標識を交付する。 ⑤市町村たばこ税については、4市町村に相違がないため現行のとおりとする。 ⑥特別土地保有税については、川之江市の例による。特別土地保有税審議会については、川之江市の例による。 ⑦入湯税については、川之江市の例による。 ⑧口座振替受付事務については、伊予三島市の例による。 ⑨徴収方式等徴収に関することについては、川之江市の例による。</p> |
| 9 一般職の職員の身分の取扱い | <p>◇一般職の身分の取扱い、定数、給与、処遇等に関する基本的な考え方や方針について協議します。</p> <p>○合併特例法に定める協議項目 ○関係法令等 ・合併特例法第9条(一般職の職員の身分に関する特例)</p> | <p>[さぬき市] ①津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 ②職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 ③職員の職名については、合併時に調整する。 ④現職員については、現給を保障する。</p> <p>[周南市] ◇合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。</p> <p>[宇摩合併協議会] ◇4市町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 ◇職務分類・給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。</p> |

資料1 合併協議会における協議項目(案)及び具体的協議内容等

| 協議項目 | 具体的協議内容等 | 先例地における協議結果(調整方針・協定内容) |
|------------------|---|--|
| 10 地域審議会の取扱い | <p>◇地域審議会設置の有無や、設置する場合は、地域審議会の組織及び運営方針について協議します。</p> <p>○合併特例法に定める協議項目 ○関係法令等 ・合併特例法第5条の4(地域審議会) ・地方自治法第202条の3(附属機関)</p> | <p>[あさぎり町] ◇市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を新町において設置する。各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を別紙のとおり定めるものとする。</p> <p>[周南市] ◇合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の各区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を設置する。設置に当たっては、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。</p> <p>[宇摩合併協議会] ① 合併後、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会を置く。 新宮町地域審議会 合併前の新宮村の区域 土居町地域審議会 合併前の土居町の区域 ② 審議会の設置期間は、市町村合併の日から平成__年3月31日までとする。(おおむね10年間)</p> |
| 11 特別職の職員の身分の取扱い | <p>◇合併により関係市町の特別職は全員失職することになりますが、こうした特別職の職員の処遇や、合併後の特別職の職員の設置、人数、任期、報酬等について基本的な考え方や方針を協議します。</p> <p>○新市運営のための必須協議項目 ○関係法令等 ・地方自治法第139条、140条(長) ・地方自治法第161条、163条(助役) ・地方自治法第168条(収入役) ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条(教育長) ・地方自治法第195条(監査委員) ・地方自治法第89条(議会) ・地方自治法第180条の5(委員会)外</p> | <p>[さいたま市] ◇3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>[潮来市] ◇牛堀町の常勤の特別職(三役及び教育長)の取扱いについては、両町の長が別に協議する。</p> <p>[周南市] ◇2市2町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについて、市長・町長であった者は、合併後2年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。 ◇2市2町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は、新市において新たに選任する。</p> <p>[宇摩合併協議会] ◇常勤の特別職については、法令の定めるところにより、市長ほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。報酬は、現行の川之江市、伊予三島市の報酬額をもとに調整する。合併当初の円滑な組織機構の運営のため必要と思われる特別職の設置については、4市町村長が別に協議する。 ◇議員の任期、定数は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行の報酬額をもとに調整する。 ◇行政委員会の委員については、法令の定めるところにより、新市において引き続き設置する。報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。 資格審議会等の附属機関の委員については、新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効率的、効果的な体制を検討するものとする。報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。</p> |
| 12 条例・規則等の取扱い | <p>◇条例、規則等の整備方針の基本的な考え方や方針について協議します。 ◇各種事務事業に関する条例、規則等については、合併協議会で協議調整された調整方針に従って原案を作成します。</p> <p>○新市運営のための必須協議項目</p> | <p>[周南市] ① 合併協議会で協議調整された各種事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。 ② 同一又は1団体のみが制定している条例、規則等については、原則として現行の例によるものとする。 ③ 類似、相違又は数団体に制定されている条例、規則等については、いずれかを基本に調整統一する。 ④ 条例、規則等の制定にあたっては、新市における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備するものとする。 ・合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。 ・合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。 ・合併後、逐次制定し、施行させるもの。</p> <p>[宇摩合併協議会(任意)] ◇現行の条例等を次により、区分し、調整する。 ① 合併と同時に長の専決処分により、即時制定施行させるもの ② 従来旧市町村で施行されていた条例等を、引き続き暫定施行させるもの ③ 合併後、逐次制定し、施行させるもの ④ 失効するもの</p> |

資料1 合併協議会における協議項目(案)及び具体的協議内容等

| 協議項目 | 具体的協議内容等 | 先例地における協議結果(調整方針・協定内容) |
|-----------------|---|---|
| 13 組織及び機構の取扱い | <p>◇新市の組織・機構の整備方針について協議します。</p> <p>○新市運営のための必須協議項目</p> | <p>[西東京市]</p> <p>◇ 新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効利用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。このため、新市発足後は、当面次の2段階の措置をとるものとする。</p> <p>[宇摩合併協議会]</p> <p>◇ 総合支所方式を取り入れ、本庁舎へ管理部門を統合する。その他の旧市町村組織業務については当面従来どおりとする。</p> <p>[周南市]</p> <p>◇ 新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>(1) 総括方針 次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。</p> <p>① 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構 ② 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構</p> <p>③ 市民の声を適正に反映することができる組織機構 ④ 簡素で効率的な組織機構 ⑤ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構</p> <p>⑥ 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構 ⑦ 地方分権に柔軟に対応できる組織機構 ⑧ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構</p> <p>(2) 個別整備方針</p> <p>① 新市の組織は本庁と支所とし、合併時には2市2町の現有庁舎を有効活用する。</p> <p>② 徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。</p> <p>③ 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。</p> <p>④ 2市2町の支所、出先機関は現行のまま存続する。</p> <p>⑤ 2市2町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。また、委員構成等については、2市2町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。</p> |
| 14 一部事務組合等の取扱い | <p>◇関係市町が構成団体となっている一部事務組合等の取扱いについて協議します。</p> <p>* 一部事務組合</p> <p>(①新居浜西条地区広域市町村圏事務組合 ②道前福祉衛生事務組合 ③周桑事務組合 ④東予市周桑郡丹原町入会山事務組合 ⑤東予市丹原町公共下水道事務組合 ⑥中山川水道企業団 ⑦周桑病院企業団 ⑧西条市小松町共立大保木診療所協議会 ⑨県市町村退職手当組合 ⑩県市町村交通災害共済組合 ⑪県消防団員等災害補償退職報償金組合)</p> <p>* 公社(西条市土地開発公社、東予市土地開発公社、周桑土地開発公社)</p> <p>* 第3セクター((株)西条産業情報支援センター)</p> <p>* その他((財)佐伯記念育英会)</p> <p>○新市運営のための必須協議項目</p> | <p>[西東京市]</p> <p>◇ 一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>◇ 協議会については、2市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p> <p>[さぬき市]</p> <p>① 大川地区広域行政振興整備事務組合、大川町外4ヶ町県行造林組合、長尾町外2ヶ町組合、白鳥町外4ヶ町組合、香川県東部清掃施設組合、三木・長尾葬斎組合、香川県消防補償等組合及び香川県市町村職員共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>② 大川町外2ヶ町県行造林組合、富田県行造林組合、大川総合病院組合、津田川総合開発事務組合、大川町寒川町清掃組合、長尾地区少年育成センター組合、大川中部開発組合及び大川学校給食組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。</p> <p>③ 香川県町村職員退職手当組合及び香川県町村非常勤職員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。</p> <p>④ 公平委員会事務に係る事務の委託については、合併の日の前日をもって当該委託に関する規約を廃する。</p> |
| 15 使用料・手数料等の取扱い | <p>◇使用料、手数料の取扱いについて協議します。</p> <p>*合併後の住民負担の均衡を図る上で、各種公共施設の使用料や手数料の種類、金額、徴収方法等について協議を行うものです。</p> <p>○新市運営のための必須協議項目</p> <p>○住民負担・行政サービスに係る項目</p> | <p>[さぬき市]</p> <p>◇ 使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のある方等について、新市において引き続き検討する。</p> <p>[周南市]</p> <p>◇ 新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。ただし、差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとする。また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。主な使用料・手数料の調整結果は、次のとおり。...</p> <p>[宇摩合併協議会]</p> <p>◇ 新市における住民の一体性の確保を図るとともに、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、使用料については、4市町村間で同一又は類似の施設の使用料は、可能な限り統一に努めるものとする。</p> <p>◇ また、手数料についても、可能な限り統一に努めるものとする。</p> |

資料1 合併協議会における協議項目(案)及び具体的協議内容等

| 協議項目 | 具体的協議内容等 | 先例地における協議結果(調整方針・協定内容) |
|-----------------|--|--|
| 16 公共的団体等の取扱い | <p>◇公共的団体等の取扱いに関する基本的な考え方や方針について協議します。</p> <p>* 農業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、福祉関係団体、自治組織等の公共的団体については、地方自治法第157条第1項で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体等の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定されていることから、関係市町の現況を把握するとともに、その統合に向けた基本的な考え方について協議するものです。</p> <p>○新市運営のための必須協議項目 ○住民負担・行政サービスに係る項目</p> | <p>[さぬき市]</p> <p>◇ 公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>① 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する。</p> <p>② 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。</p> <p>[宇摩合併協議会]</p> <p>◇ 公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。</p> <p>① 4市町村に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>② 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>③ 独自の目的を持った団体については、現行のとおりとする。</p> |
| 17 補助金・交付金等の取扱い | <p>◇関係市町が各種団体等に措置している運営補助金や事業補助金の取扱いについて協議します。</p> <p>* 関係市町が各種団体等に措置している運営補助金や事業補助金については、趣旨や目的、交付条件等が異なっており、合併後の団体の円滑な活動を確保する必要があるため、公共的団体等の取扱いと併せて、現況を把握するとともに補助金・交付金等の取り扱いに関する基本的な考え方や方針について協議するものです。</p> <p>○新市運営のための必須協議項目</p> | <p>[さぬき市]</p> <p>◇ 各町の補助金、交付金等は従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において検討するものとする。</p> <p>① 自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。</p> <p>② 各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。</p> <p>③ 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。</p> <p>④ 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。</p> <p>[宇摩合併協議会]</p> <p>◇ 4市町村の補助金については、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、その必要性や内容を検討し調整するものとする。</p> <p>① 同一又は同種の団体の補助金については、できるだけ早い機会に当該団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討する。</p> <p>② 独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>③ 他の補助金等に整理統合できる補助金については、廃止する。</p> |
| 18 町名・字名の取扱い | <p>◇関係市町の町名・字名について細部にわたる現況を把握した上で、その取扱いについて協議します。</p> <p>○新市運営のための必須協議項目 ○関係法令等 ・地方自治法第260条(市町村内の町又は字の区域)</p> | <p>[西東京市]</p> <p>◇ 町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目と統合する。</p> <p>[周南市]</p> <p>◇ 町・字名〔類似町名や同一の通称名(小字名)を含む〕は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。</p> <p>[宇摩合併協議会]</p> <p>◇ 基本的には、現在地名を継承し、「大字」は省き表示する。ただし、伊予三島市については、一部地域に「三島」の地名を付して表示する。</p> |
| 19 慣行の取扱い | <p>◇市章・町章、市町の住民憲章・花・木、宣言、表彰制度、市町の行事等の取扱いについて協議します。</p> <p>* 市章、市民憲章、市の花・木、キャッチフレーズ * 都市宣言 * 表彰制度 * 姉妹都市連携 等</p> <p>○新市運営のための必須協議項目</p> | <p>[宇摩合併協議会]</p> <p>◇ 市章については、新市発足後、速やかに制定のための組織化を図り、公募により決定するものとする。</p> <p>◇ 市の花、木、鳥については、新市発足後、速やかに制定のための組織化を図り、公募により決定するものとする。</p> <p>◇ 市民憲章については、新市発足後、速やかに制定のための組織化を図り、公募により決定するものとする。</p> <p>◇ 非核平和都市宣言、交通安全都市宣言、人権尊重都市宣言については、新市において宣言文を統一し都市宣言を行う。その他の都市宣言については新市において調整する。</p> <p>◇ 祭り等については、新市において地域性を尊重しながら、統一できるものについては逐次調整する。</p> <p>◇ 川之江市において宣城市と交わっている友好都市協定については、新市においてもこれを継承する。</p> <p>[周南市]</p> <p>◇ 表彰制度については、他市の状況等を参考に、新たに制度等を創設する。(「各種事務事業」の細項目)</p> |
| 20 行政連絡機構等の取扱い | <p>◇広報員制度など行政と住民を結ぶ各種連絡制度について現状を整理し、合併後のあり方について協議します。</p> | <p>[さぬき市]</p> <p>① 自治会の区域、名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一を図る。</p> <p>② 自治会連合会については、拡張に相違があるが、新市で組織する。</p> <p>③ 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。</p> <p>[宇摩合併協議会]</p> <p>◇ 行政連絡機構は、広報紙等の配布及び市と市民のパイプ役としての機能を併せた組織として、統一整備する。</p> |

資料1 合併協議会における協議項目(案)及び具体的協議内容等

| 協議項目 | 具体的協議内容等 | 先例地における協議結果(調整方針・協定内容) |
|-----------------|--|---|
| 21 各種事務事業の取扱い | ◇住民サービスや住民負担に関連する事務事業をはじめ、合併に伴い調整の必要な事務事業の調整方針について協議します。 | |
| 21-1 国民健康保険事業関係 | ◇保険税賦課割合等 ◇任意給付 ◇はり、きゅう施術費 ◇人間ドック ◇高額療養費貸付事業等 | 〔さぬき市〕 ① 保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。 ② 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。 ③ 軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減を適用することとする。 ④ 納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。 ⑤ 納期前納付報奨金は廃止で統一する。 ⑥ 国保運営協議会は、新市において新たに設置する。 ⑦ 保健事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。 ⑧ 人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。 ⑨ 財政調整基金は、合併時に全額を持ち寄る。 ⑩ 高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。 |
| 21-2 介護保険事業関係 | ◇介護保険料の賦課方式、賦課割合等 ◇介護給付、予防給付等 | 〔さぬき市〕 ① 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。 ② 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。 ③ 基金は、合併時に全額を持ち寄る。 ④ 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。 ⑤ 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。 ⑥ 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。 〔周南市〕 ① 介護保険給付は、現行のまま新市に引き継ぐ。 ② 介護保険料(第1号被保険者保険料)は、新市において再計算し、国の基準に従って決定する。なお、支払い回数は10期とし、納期限については他費目納期を参考に調整する。 |
| 21-3 福祉関係 | ◇障害者福祉 ・援護措置、補装具等の給付、医療給付等 ◇高齢者福祉 ・保護措置事務、介護予防・生活支援事業、日常生活用具給付、配食サービス、紙おむつ支給、緊急通報装置、敬老事業、老人医療、高齢者福祉施設の管理運営等 ◇児童福祉 ・保育所の管理運営、保育料、特別保育事業、放課後児童クラブ、乳幼児医療、母子生活支援施設の管理運営等 ◇母子(寡婦)福祉 ・母子福祉事業、母子医療 ◇生活保護 ◇災害援護 ◇社会福祉協議会、シルバー人材センターの取扱い等 | 〔西東京市〕 ① 障害者(児)関係手当については、国・都制度のものは、その制度によるものとし、その他のものについては、福祉施策のあり方を検討しながら、新市において調整する。… ② 在宅老人介護手当については、事業のあり方を見直す。 ③ 老人医療費の助成については、都制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。 ④ 乳幼児医療費の助成については、田無市の制度を基礎に調整を図る。 ⑤ 児童館については、住民の利便性を図り、統一して運営できるよう新市において調整する。 ⑥ 生活保護法に関することは、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。 ⑦ 法外援護については、田無市の例により調整する。 〔あさぎり町〕 ① 社会福祉法人等に対する助成制度は、新町において新たに制定する。 ② 災害弔慰金については、上村、須恵村の例による。 ③ 単独事業については、新町においても引き続き実施する。 |
| 21-4 保健関係 | ◇予防接種、各種健康診査(妊産婦・乳児・幼児・成人・障害者等) ◇生活習慣病、がん、結核、感染症等予防事業 ◇健康相談・教育事業 ◇保健施設の管理運営等 | 〔西東京市〕 ① 結核検診については、現行の内容を基準に新市において調整する。 ② 予防接種については、現行の内容を基準に新市において調整する。 ③ 予防対策等については、現行の内容を基準に新市において調整する。 〔潮来市〕 ① 検診の実施方法については、当面現行どおりとし、合併後3年以内に住民が選択できるものとする。ただし、対象者、費用については合併時に潮来町の制度に統一するものとする。 ② 健康教育、健康相談については、現行どおりとする。 |

資料1 合併協議会における協議項目(案)及び具体的協議内容等

| 協議項目 | 具体的協議内容等 | 先例地における協議結果(調整方針・協定内容) |
|----------------|--|---|
| 21-5 環境衛生関係 | <ul style="list-style-type: none"> ◇し尿収集(対象地区、収集体制、収集方法) ◇ごみ収集(対象地区、収集体制、収集方法)等 | <p>[西東京市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ごみ、資源物収集については、当面、現行の内容を継続して実施する。ただし、収集区域、収集日、分別方法等については、新市に移行後、基本方針を定める。 ◇廃棄物減量等推進員については、当面、現行の内容を継続して実施するが、新市において、速やかに新たなシステムを検討する。 ◇市内一斉清掃事業については、合併後も現行の内容を統一して実施する。 <p>[さぬき市]</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ごみの収集回数及び収集方法については、当面は現行のとおりとし、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。 ②生ごみ処理機購入補助金事業については、対象者は処理機により生成された製品を自己処理することができる者とする。また、補助額は、生ごみ処理容器が1世帯につき2台までで購入価格の1/2に相当する額又は3,000円のいずれか低い額とし、電気生ごみ処理機が1世帯につき1台までで購入価格の1/2に相当する額又は25,000円のいずれか低い額とする。ごみ集積所施設整備補助金交付事業は、新市において統一して実施する。 ③各福祉制度における児童福祉・障害者福祉・医療等の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。 ④一般廃棄物処理事業については、実施しないこととする。(後略) <p>[周南市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇し尿収集体制は、速やかに委託体制に統一調整する。 |
| 21-6 消防防災関係 | <ul style="list-style-type: none"> ◇消防団の取扱い(組織、定員、任免、報酬、服務、機械器具等) ◇地域防災計画 ◇水防計画等 | <p>[あさぎり町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇5町村の消防団は、合併時に統合する。 ①分団等の組織については、合併時に再編成する。 ②出動手当、各種助成金については、新町の予算措置による。 ③永年勤続報奨金については、上村の例による。 <p>[さぬき市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。 ◇水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。 <p>[周南市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇消防団員の定員、任期、定年については、新市移行後、速やかに調整する。消防団組織は、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 |
| 21-7 人権・同和対策関係 | <ul style="list-style-type: none"> ◇人権教育 ◇同和対策各種施策 ◇隣保館の管理運営等 | <p>[あさぎり町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇人権教育・同和対策については、新町において計画し実行する。また、人吉・球磨同和教育研究協議会には、新町においても引き続き加入する。 <p>[さぬき市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇同和対策における各種施策等は、国・県の基準により新市において、統一して実施する。ただし、地域改善対策就園就学奨励金及び隣保館の運営については、現行のとおりとする。 |
| 21-8 農林水産関係 | <ul style="list-style-type: none"> ◇農林水産関係事業の取扱い ◇農業振興地域整備計画 ◇転作の取扱い ◇林道の管理 ◇漁港の管理等 | <p>[さぬき市]</p> <ol style="list-style-type: none"> ①農林水産関係事業のうち、国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する。また、町単独事業及び災害復旧事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。 ②農振農用地区域については、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。 ③生産調整(転作)については、新市において調整する。 ④林道・漁港については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 ⑤漁港施設の使用料及び占有料については、合併時に調整する。 |
| 21-9 商工観光関係 | <ul style="list-style-type: none"> ◇商工業振興対策 ◇商工団体の育成指導 ◇労働雇用対策、労働福祉 ◇観光施設等の管理運営等 | <p>[さぬき市]</p> <ol style="list-style-type: none"> ①中小企業融資事業については、新市において新たな中小企業融資条例を定め、中小企業融資審査委員会を設置する。 ②預託金については、新市において預託金を設ける。 ③商工業振興審議会については、新市において新たな商工業振興審議会を設ける。 ④資金融資事業については、新市において新たな資金融資制度を設ける。 ⑤温泉・保養施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 |
| 21-10 都市計画関係 | <ul style="list-style-type: none"> ◇都市計画区域 ◇都市計画マスタープラン ◇開発指導要綱等 | <p>[西東京市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。 <p>[さぬき市]</p> <ol style="list-style-type: none"> ①都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。 ②都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。 ③都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。 ④宅地等開発指導要綱については、新市において新たに制定する。 |

資料1 合併協議会における協議項目(案)及び具体的協議内容等

| 協議項目 | 具体的協議内容等 | 先例地における協議結果(調整方針・協定内容) |
|-----------------|---|---|
| 21-11 建設事業関係 | <ul style="list-style-type: none"> ◇市道の管理 ◇市道認定基準 ◇生活道路に関する取扱い ◇港湾施設の管理等 | <p>[さぬき市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町道、港湾関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については新市で調整するものとする。 ② 町道、橋梁、港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。 ③ 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。 ④ 道路占用料及び路面復旧費については、香川県に準じるものとするが、橋梁維持管理使用条例は廃止する。 <p>[周南市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町道等については、市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。市道の認定基準は、2市の認定基準を基本に道路幅員は4m以上とし、新たに制度等を創設します。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とします。 ② 都市計画区域及び用途地域については、新市に移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。 |
| 21-12 上・下水道事業関係 | <ul style="list-style-type: none"> ◇上水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の算定・収納、加入金、手数料等 ◇下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画 ・受益者負担金等 | <p>[さぬき市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 上水道 <ul style="list-style-type: none"> ① 水道事業会計は、合併時に統一を図る。② 料金については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は、統一する。③ 給水区域については、現行のとおりとする。 ◇ 下水道 <ul style="list-style-type: none"> ① 公共下水道等の負担金等については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。 ② 公共下水道等の使用料については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一する。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。 ③ 下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。 ④ 合併処理浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託基準については、当面現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。(後略) <p>[周南市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 下水道受益者負担金制度については、現行のまま新市に引き継ぐこととするが、将来的には賦課についての検討を行うものとする。(都市計画建設事業) |
| 21-13 教育関係 | <ul style="list-style-type: none"> ◇学校教育 <ul style="list-style-type: none"> ・就学費の援助、通学区域、学校給食、幼稚園の管理運営、保育料等 ◇社会教育 <ul style="list-style-type: none"> ・公民館の管理基準・使用基準、成人の日記念行事の取扱い、図書館等の管理運営等 ◇社会体育 ◇文化振興 <ul style="list-style-type: none"> ・文化会館等の管理運営、指定文化財等 | <p>[西東京市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 児童・生徒の就学援助等に関することについては、国、都制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、準要保護関係については、田無市の例により調整する。 ◇ 小学校給食の実施方法については、当面、現行のまま継続するが、新市において、速やかに基本的な方針を定める。 ◇ 公民館については、「地区館一分館」方式とし、田無地区・保谷地区に各々1つの地区館と2つの分館を置く。 ◇ 社会教育事業については、当面、現行の内容を継続し、新市においてそのあり方を検討する。 ◇ 文化財の保護については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 ◇ 社会体育施設の運営については、当面現行のまま事業を実施する。ただし、財団法人保谷市文化スポーツ振興財団の活用を今後検討する。 ◇ 生涯学習推進計画については、新市において、新たに策定する。 <p>[あさぎり町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 小中学校の通学区域については、現行を基本として当該教育委員会で調整し、新町に引き継ぐ。 ◇ 学校教育関係の奨学金制度の取扱いについては、新町においても実施する。 ◇ 学校給食制度の取扱いについては、現行の方式により実施する。 ◇ 社会教育については、住民の教育向上、生活文化の振興のため充実した環境を整備する。また、各事業については、新町において検討調整する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 各講座については、住民の要望を考慮し実施する。内容等については、新町において検討調整する。 ② 文化協会については、合併時に統一する。内容等については、新町において、検討調整する。 ③ 町村指定文化財、文化財関係資料、町村史及び深田村文化財保護条例に定める保存、未指定文化財の登録、環境保全地区の取扱いについては、新町に引き継ぐ。 ④ 社会教育委員、公民館運営審議会、文化財保護委員会については、新町において設置する。 ◇ 社会体育関係の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ① 唯一の社会体育団体である5町村の体育協会は、合併時に統合する。 ② スポーツ行事については、新町の教育委員会及び体育協会において調整し決定する。ただし、現行の単位で開催することが適当な行事については、当分の間継続する。 ③ 体育指導委員については、スポーツ振興法の規定により、新町においても置くものとする。 ④ スポーツ災害補償については、新町においても引き続き加入する。 ⑤ 社会体育施設については、すべて新町に引き継ぐ。 |

資料1 合併協議会における協議項目(案)及び具体的協議内容等

| 協議項目 | 具体的協議内容等 | 先例地における協議結果(調整方針・協定内容) |
|----------------|---|---|
| 21-14 電算システム関係 | ◇電算の管理運営等 | <p>[西東京市]</p> <p>◇ 当面両市の既存の電算システム(ホストコンピュータ及びシステム)を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。</p> <p>[潮来市]</p> <p>◇ 住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。</p> <p>[周南市]</p> <p>◇ 新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る。</p> |
| 21-15 情報公開関係 | ◇情報公開制度 ◇市長の資産公開 ◇個人情報保護に関すること等 | <p>[西東京市]</p> <p>◇ 個人情報保護に関することについては、新市において、田無市の基準で制度化を図る。</p> <p>[周南市]</p> <p>◇ 情報公開制度については、新市において新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の情報公開については、旧市町の従前の情報公開制度の例による。</p> <p>◇ 市長の資産等の公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> |
| 21-16 広報広聴関係 | ◇広報事業(広報紙、ホームページ、その他の広報) ◇広聴事業等 | <p>[西東京市]</p> <p>◇ 広報紙については、発効日は毎月1日、15日を継続する。</p> <p>◇ 市勢要覧その他広報刊行物については、新市移行後、早急に発行する。</p> <p>[あさぎり町]</p> <p>① 広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。</p> <p>② 県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう新町において新たな施策を展開することとする。</p> <p>③ 県外在住者の既存の組織に対しては、新町においても引き続き支援することとし、新たなふるさと会等の組織結成については、新町において積極的に協力をする。</p> <p>④ 広聴関係の行政座談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴手段は、新町において十分配慮する。</p> |
| 21-17 その他の事務事業 | | <p>[周南市]</p> <p>◇ 住民負担、行政サービスにかかる各種制度については、健全財政に配慮しつつ、合併効果による住民生活の質的向上が図られるよう、次の考え方で調整するものとする。</p> <p>① 各種制度については、少子高齢化・情報化社会等、時代のニーズに配慮し調整する。</p> <p>② 各種制度については、総体的に住民にとって不利益とならないよう調整に努める。</p> <p>③ 各種制度については、新市全体の均衡を保ち、一体性の確保ができるよう速やかな統合に努める。</p> |
| 22 新市(町)建設計画 | <p>◇新市建設計画について協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設の基本方針 ・新市建設の根幹となるべき事業に関する事項 ・公共的施設の統合整備に関する事項 ・新市の財政計画 等 <p>*平成14年8月5日開催の第2回(任意)合併協議会で、「新市の建設計画については、法定協議会で、小委員会を設置して検討し、協議会で協議する」という調整方針を提案しています。</p> <p>○合併特例法に定める協議項目</p> <p>○関係法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併特例法第5条(市町村建設計画の作成) | |

資料

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第1項の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「協議会」という。）に新市名候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、その必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託される新市の名称の候補の選定に関する事項につき、調査又は審議を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) 規約第6条第1項第3号に規定する委員
- (2) 規約第6条第1項第4号に規定する委員のうち協議会の会長が指名する4市町それぞれ1名の委員

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集するものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により非公開とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「会長」は「委員長」と読み

替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

第8条 第5条第4項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として3,500円を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、これを支給しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

先進事例における新市の名称の調整内容 [新設合併]

| 新市名 | 合併方式 | 関係市町 | 公募の有無 | 調整事例内容 | 実質的な審議機関 | 備考 |
|--------|------|---------------------------------|--------------|---|------------------------|----|
| 北上市 | 新設 | 北上市 和賀市 江釣子村 | 無 | 法定協議会発足前に、基本事項の一つとして協議・決定した。法定協議会において、住民アンケート実施の意見もあったが、知名度等を考慮し、北上市に決定された。 | 三市町村合併に関する合同会議（首長、議長等） | |
| ひたちなか市 | 新設 | 勝田市 那珂湊市 | 有 | 「ひたちなか市」と「勝田市」で意見が分かれた経緯があるが、小委員会で応募結果（約 5000 件）をもとに協議し、候補名 1 点「ひたちなか市」を選定し、協議会に報告した。 | 法定協議会第 2 小委員会 | |
| あきる野市 | 新設 | 秋川市 五日市町 | 無 (アンケート) | 旧秋川市の委員から、「秋川の名前も捨てるから、五日市町の名称にこだわらずに話し合いを進めよう」と提案がされたが、五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があったため、なかなか決まらない状況があった。 小委員会において住民アンケート、東京都知事一任等の案が提案されたが、法定協議会で決めないと住民の理解が得られないことから、法定協議会で協議したが、結局調整がつかず、最終的には両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。 | 両首長の協議 | |
| 篠山市 | 新設 | 篠山町 西紀町 丹南町 今田町 | 有 | 任意協議会で新市の名称を「篠山」を入れたものにすることは決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが調整がつかず、町長会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果・一体感醸成の観点から実質的に決定した。 | 法定協議会小委員会 | |
| 西東京市 | 新設 | 田無市 保谷市 | 有 | 住民公募の後、小委員会で応募の中から 10 点まで絞り込み、協議会において 5 候補を選定。最終的には、住民アンケートで決定。応募は市内在住者に限定することなく、応募はがき、電子メール、FAX 等により幅広い参加対象とした。 選定は、①地理的イメージ、②地域の特長、③歴史・文化、④市民の理想実現、⑤合併記念、⑥その他の分類で絞り込みが行われ、その上で市民意識調査の最多得票により「西東京市」が決定された。 | 法定協議会小委員会 | |
| さいたま市 | 新設 | 浦和市 与野市 大宮市 | 有 | 新市名検討小委員会（小委員会）を設置し、応募の中から 5 点を選定後、小委員会で 1 候補「さいたま市」を選定し、法定協議会に報告した。 | 法定協議会・第 2 小委員会 | |
| さぬき市 | 新設 | 津田町 大川町 志度町 寒川町 長尾町 | 有 | 公募の中から各町 10 の候補を選定し、法定協議会で 1 候補を選定された。 | 法定協議会 | |

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務所の位置等検討小委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第1項の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「協議会」という。）に事務所の位置等検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、その必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託される新市の事務所の位置、建設の是非、事務所の事務の方式等基本的な事項について、調査又は審議を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) 規約第6条第1項第1号に規定する委員のうち4市町の助役
- (2) 規約第6条第1項第2号に規定する委員
- (3) 規約第6条第1項第4号に規定する委員のうち協議会の会長が指名する4市町それぞれ1名の委員

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集するものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により非公開とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴

に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「会長」は「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

第8条 第5条第4項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として3,500円を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、これを支給しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第1項の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「協議会」という。）に新市建設計画策定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、その必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託される新市建設計画の策定に関する事項について、調査又は審議を行うものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) 規約第6条第1項第1号に規定する委員のうち4市町の助役
- (2) 規約第6条第1項第3号に規定する委員
- (3) 規約第6条第1項第4号に規定する委員のうち協議会の会長が指名する4市町それぞれ1名の委員

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集するものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により非公開とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴

に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「会長」は「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

第8条 第5条第4項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として3,500円を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、これを支給しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

第4回会議の開催日時等について

日 時：平成14年9月2日（月）午後1時30分から

場 所：小松町役場 別館2階ホール